

## 大阪市水道局内部統制基本規程の施行に関する要綱

平成30年 5月25日局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市水道局内部統制基本規程（平成26年大阪市水道事業管理規程第24号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程の例による。

### (統括リスク管理会議)

第3条 統括リスク管理会議は、その目的を達成するため以下の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 大阪市水道局（以下「局」という。）の内部統制に関する特に重要な事項への対応に関すること
- (2) 規程第8条第1項の組織（以下「タスクフォース」という。）への指揮に関すること
- (3) 前2号に掲げるほか水道事業等内部統制責任者（以下「責任者」という。）が必要と認める事項に関すること

2 統括リスク管理会議は、責任者、副内部統制責任者、分任内部統制責任者のうち総務部長の職にある者及び工務部長の職にある者、内部統制総括員並びに内部統制員のうち総務部総務課長の職にある者及び工務部計画課長の職にある者で組織する。

3 統括リスク管理会議は、責任者が招集し、主宰する。

4 統括リスク管理会議は、議事に関係ある者のみを招集して行うことができる。

5 統括リスク管理会議は、必要があるときは第2項に掲げる者以外の者を招集して行うことができる。

### (タスクフォース)

第4条 タスクフォースは、その目的を達成するため以下の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) タスクフォースの設置の理由となった事象等（以下「事案」という。）に関する調査分析、是正、再発又は予防的対策その他の必要な措置の策定及び実施に関すること
- (2) 事案に関する局内及び局外への対応の方針の策定及び実施に関すること
- (3) 事案につき利害関係を有するものと認められる者との協議及び調整に関すること

2 タスクフォースは、責任者が事案ごとに適当な分任内部統制責任者（以下「主管分任内部統制責任者」という。）及び内部統制総括員、内部統制員その他事案に関係する者から適当な者を指名することによって設置する。

- 3 責任者は、順位を定めた上で主管分任内部統制責任者を複数名指名することができる。
- 4 主管分任内部統制責任者は、タスクフォースを主宰し、必要に応じてその所管事項について内部統制連絡会議及び統括リスク管理会議に報告するものとする。

( 事案発生時の体制 )

第5条 責任者は、事案が発生したときにあつては、内部統制員のうち総務部総務課長の職にある者及び工務部計画課長の職にある者に次の各号に掲げる事項を命じるものとする。

- (1) 事案に関する情報収集、広報その他初期活動の総括に関する事
- (2) タスクフォースの設置のための準備及び調整に関する事
- (3) タスクフォースの活動に係る連絡調整に関する事
- (4) 前条第1項第2号の規定に基づく局外への対応の実施の総括に関する事

( 施行の細目 )

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。